

幕末の広島藩賀茂郡割庄屋とその文書

文久2年の御紙面写帖・御紙面并順達戻入・
郡方集談頭書をめぐって

長 沢 洋

【要旨】 御紙面写帖，御紙面并順達戻入，郡方集談頭書の3者は，それぞれ，郡役所からの下達文書の写し，その原本および割庄屋たちの職務上の書簡，割庄屋の合議記録という性格を持つ。下達文書および割庄屋の書簡は，割庄屋間を回覧した後，振り出しの筆頭割庄屋のもとに回収される仕組みを基本とした。一郡の割庄屋たちが合議を行う郡方集談は年に3回行われ，その結果が集談頭書として作成された。

はじめに

当館には，江戸後期～幕末・廃藩直前まで賀茂郡割庄屋を務めた文書群として，賀茂郡吉川村竹内家文書，同郡上保田村平賀家文書が所蔵されている。竹内家は文政頃から，平賀家は，遅れて万延から割庄屋を務め，その職務に関する文書類を多く伝えている。両家の文書を通して，広島藩の郡方統治における割庄屋の職務の具体相をある程度明らかにできると考える。

本稿では，文久2年(1862)という年に対象を絞り，幕末の賀茂郡割庄屋が作成した御用留(御紙面写帖)，御紙面并順達戻入，郡方集談頭書という3種類の文書記録について，割庄屋の職務のあり方を窺うという観点から，その史料としての性格について若干の基礎的な考察を行いたい。

1 御紙面写帖(割庄屋御用留)について

広島藩領の割庄屋も，他藩・他領の大庄屋と同様，役目上の書面を書き留めた御用留を作成している。当館が収蔵する賀茂郡吉川村竹内家文書と同郡

上保田村平賀家文書は、いずれも幕末の賀茂郡割庄屋を務めた家として御用留の類を伝えており、特に前者の竹内家は、割庄屋の職にあった期間が長く、伝存する御用留類の量も豊富である。

ここでは、竹内家文書を例にとり、幕末に賀茂郡割庄屋を長く務めた竹内亮左衛門が作成した御用留について、記載上の特徴など基本的な事項を整理しておきたい。

割庄屋がかかわる「御用」に関する文書は、郡役所からの下達文書（触書類）と、上申文書（願書・届書類）に大別されるが、賀茂郡割庄屋の場合は、この二者を区別して帳面を作成するのが通例であり、前者には「御紙面写帖」等、後者には「郡方諸書付控」等の名称が付けられることが多い¹⁾（写真1）。竹内亮左衛門が文久2年に作成した御紙面写帖の記載は、たとえば写真2のようなものである。竹内氏に限らないが、触書類を書き留めた後にやや小さな字で、それ（実見した触書そのもの）をその後どのように処置したのかを書き込んでいることがある。写真2では、賀茂郡番組からの書簡を書き留めた後に「七月四日到来、原へ送ル」とある。言うまでもなく、下達

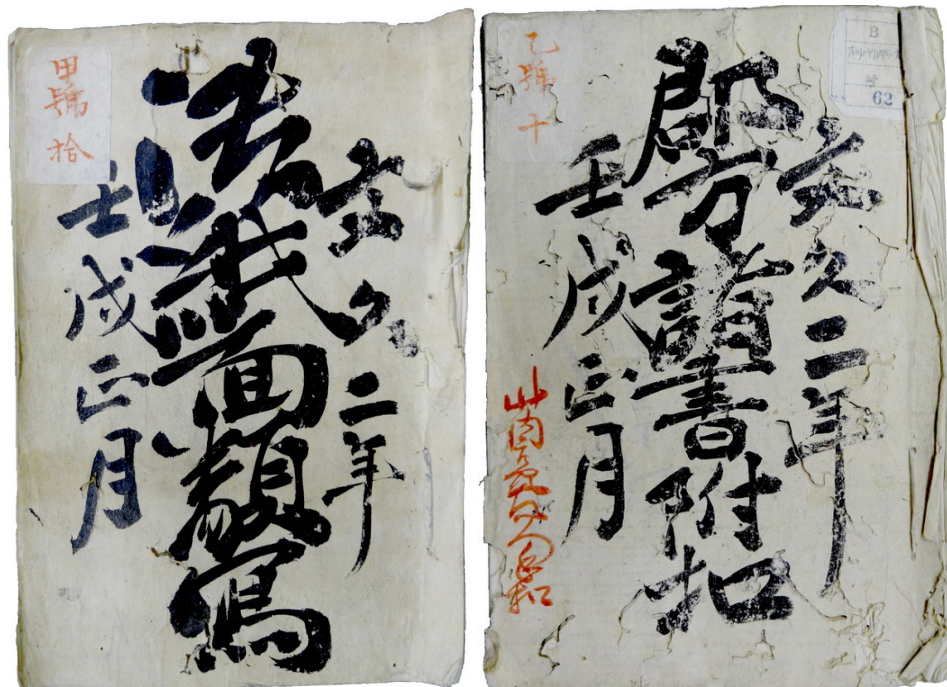


写真1 御紙面写帖（竹内家 53）と郡方諸書付控（竹内家 111）

1) なお本稿では「郡方諸書付控」にはほとんど触れていないが、これもまた割庄屋の職務のあり方を探る上で基礎的な史料である。

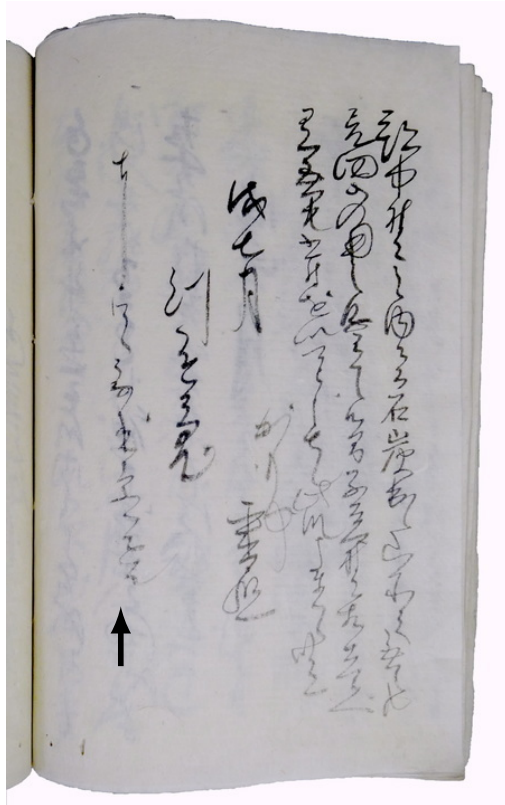


写真2 御紙面写帖の記載例
矢印の箇所に「七月四日到
来 原へ送ル」とある

文書は1通のみが下され、周知すべきものは割庄屋たちに回覧されるのが通例であり、この書き込みは、竹内亮左衛門が「原」と表記される次の割庄屋へこれを送ったことを示している。ちなみに、後に述べる御紙面并順達戻入には、竹内氏が実際にこれを送って回覧が行われた際の書簡（用状）が残されており、それによれば、竹内亮左衛門は同役の毎太郎宛ての書簡を書いており、御用留に書かれた「原」というのは、毎太郎の居村である原村であることが判明する。

竹内氏が作成した文久2年の御紙面写帖には、およそ130通の文書が確認できる。ただ、郡役所からの下達文書には、公儀や藩からの仰書等の写しを

添えて通達されたものがあるので、下達の数として見れば、これよりは少なくなる。それらのほとんどは、写しを書き留めたものであるが、中には原本そのものを貼付している場合もあり、これは同役の割庄屋たちに回覧する必要がなかったものであろう。

なお、竹内亮左衛門の御紙面写帖について指摘しておくべきは、下達文書のすべてがそこに書き留められているわけではないことである。次節で述べるように、文久2年の竹内亮左衛門は、割庄屋の首席格であり、郡役所から割庄屋に下げ渡される文書はほぼすべて実見し、それを承知する立場にあったが、他の割庄屋が同じ年に作成した御紙面写帖と比較すると、他にあって竹内氏の御紙面写帖には写しがないものが間々見受けられる。このことは、他ならぬ竹内亮左衛門自身が残した「御紙面并順達戻入」と題する袋に入れられた文書群との比較からも明らかになる。

2 「御紙面并順達戻入」について

竹内家文書の中には、表題は少しずつ異なるが、割庄屋としての役目に基づいて収受した触書類・書簡類を1年ずつまとめて袋に入れたものが残されている。現存しているのは、竹内氏が前任の割庄屋頭取佐々木氏から引き継いだものを含め、天保6年～慶応4年までのもの35袋である。佐々木氏がまとめたものは、「割庄屋連名御紙面入并都而郡辻へ当ル御紙面類」等と長い題名が付けられているが、竹内氏に代わってからは「御紙面并順達戻入」等の簡潔な名称で保管されている。

文久2年のものは「御紙面并順達戻入」と題された袋に、288通の文書がぎっしりと詰め込まれている(写真3)。概ね、幕末に近づくにつれ1年分の文書の量は多くなっており、竹内氏は反故紙を重ね貼りして大きい丈夫な袋を作っている。それでも1年を1袋にまとめることが困難になると、文久3年からは、御紙面戻と順達戻の二つに区分して1年を2袋で整理するようになっている。



写真3 御紙面并順達戻入とその中身(竹内家192)

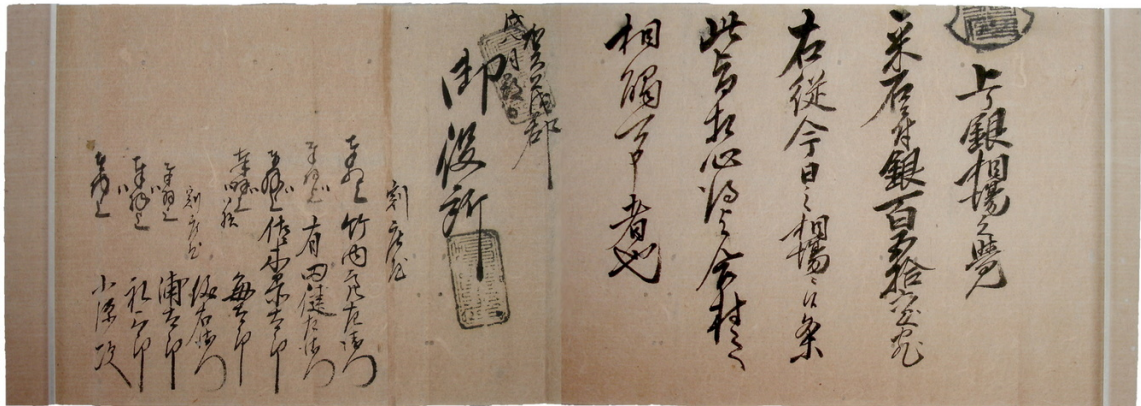


写真4 賀茂郡役所の触書（写真3の中の1点）

これらの袋の中に入れられているものは、一つには、表題に御紙面とあるように、郡役所から割庄屋に下げ渡された触書・通達の類である。前述のように、下達文書は1通しか出されないのので、回覧という形で割庄屋たちに周知が図られている。写真4は、広島藩領における典型的な郡役所からの下達文書である。宛名には割庄屋の名前が列記されており、これを見た割庄屋はそれぞれ自分の名前のあるところに「奉拝上」と記すことで文書が全員に回覧されたことが示された。回覧の後には、割庄屋の中で筆頭の地位にある者の手元へと戻され、文書原本はそこで保管されていった。賀茂郡では安政5年（1858）に割庄屋頭取として筆頭の地位にあった佐々木所左衛門が引退し、定年番割庄屋だった竹内亮左衛門が筆頭に昇格したため、それを境に下達文書を回収して保管する役目も交替することになり、それまで佐々木氏が袋に整理して保管していたものも交替に伴って竹内氏に引き継がれて同家文書に伝来することになった。

袋に入れられている文書のもう一つは、順達戻と呼ばれるもので、これは割庄屋の職務上の書簡（用状）が、回覧された後、筆頭割庄屋に戻されたものである。実例は写真5のようなものであり、最初に書簡を書いた割庄屋を振り出しに、順を追って各割庄屋は次の人に宛てて用状を書き、これを末尾に貼り継いで申し送った。最後は各人の用状がひと繋がりになって筆頭割庄屋の手元に戻され、そこで保管された。

このような順達戻は、触書類の申し送り状として使われるほか、割庄屋の書簡による持ち回り協議にも利用されている。次節で述べるように、幕末の賀茂郡割庄屋は年に3回会合（集談）を開いて、職務上の諸問題について話

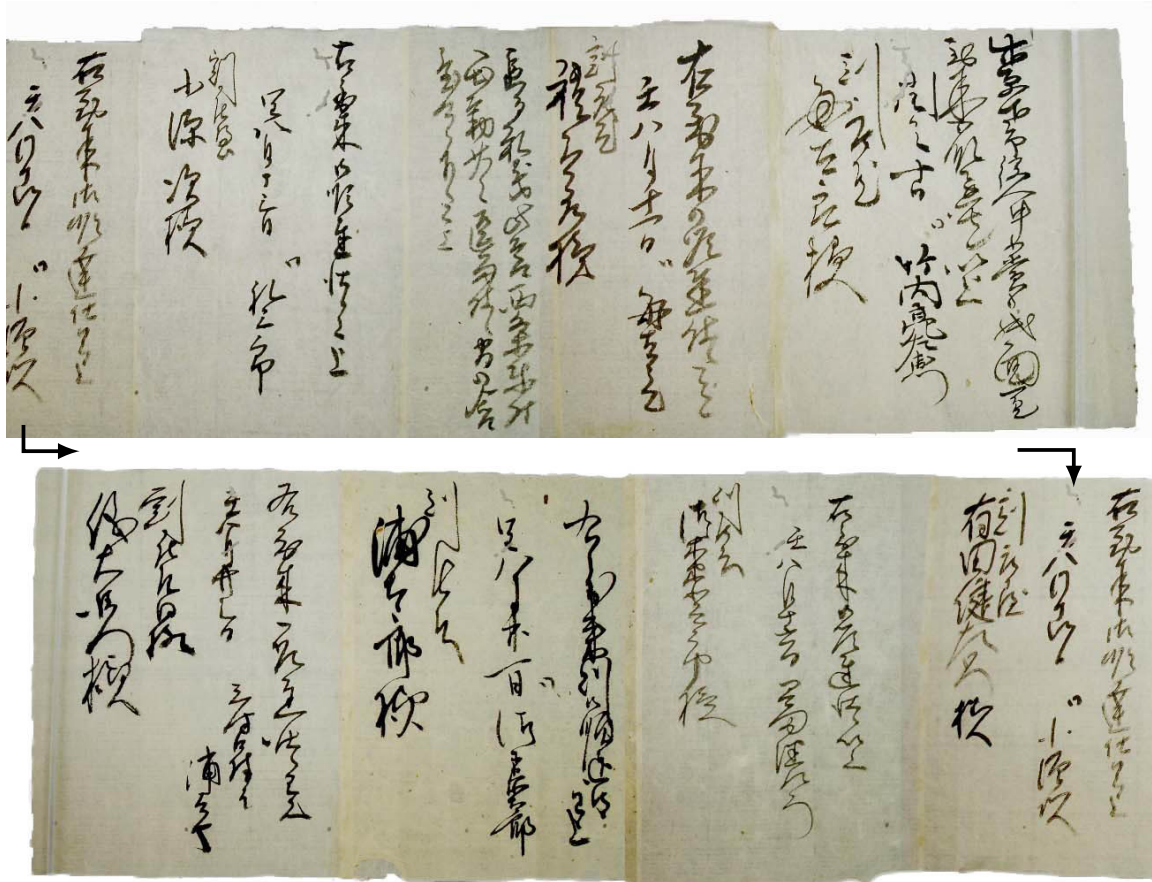


写真5 賀茂郡割庄屋書簡継 (写真3の中の1点)

し合いを行っているが、それ以外にも申し合わせや意見の調整をしなければならぬ機会はある、その場合には、このような用状の貼り継ぎ回覧が行われて筆頭割庄屋のもとへ意見が集約される仕組みになっていた。

前述のように、文久2年の順達戻は288通の文書が1袋として保存されているが、その中身について概観しておきたい。

最も点数が多いのは、郡役所等から下げ渡された触書・通達、および必要に応じてそれらに添付された仰書や書付写の類である。添付文書も別のものとして単純に文書の点数を数え上げれば、およそ150通あり、文久2年の袋全体の約半分を占めている。

広島藩では、よく知られているように、郡役所から管内へ下される触書は、冒頭の1行に「態申遣ス」という決まり文句が置かれるが、この形式の文書が86通あり、下達文書の大部分を占めている。ほか、郡役所詰めの藩の役人が書簡の形式で割庄屋たちに指示を伝えることがあり、20通ほど含まれている。

これらは、各割庄屋たちの申し送り状とともに回覧されるのが基本であって、袋の中では、下達文書とそれを申し送りした割庄屋たちの書簡継が紙縫りなどで一括されていることが多い。

割庄屋の書簡を貼り継いだものは、袋の中に116通残されている。その大半は、割庄屋筆頭の竹内亮左衛門が最初の差出人となり、彼の息子で割庄屋同格の儀右衛門が最後の受取人とされている。割庄屋たちの回覧の順番は、必ずしも一定していないが、大体の傾向はあったようで、竹内氏の次に書簡を回されることが多いのは、佐々木泰太郎か毎太郎である。

書簡についても、振り出し者の書いた先頭の1通が残りの割庄屋全員に回覧されていくことは、触書等の下達文書と同様であるが、ごく僅か、割庄屋たちを二手に分けて同一案件の書簡を別々に回している例も見られる。8月27日、竹内亮左衛門は、この年の郡内各組の三田（早稲中田晩田）の前年との比較出来具合を尋ねる書簡を2通書き（ほぼ同文）、1通は佐々木泰太郎・礼三郎・浦太郎宛て、もう1通は、有田健左衛門・毎太郎・小源次に宛てて振り出している。2通にはともに端裏書があり、前者には「黒せ浦へ」、後者には「東手」と書き込まれている。2通とも、各割庄屋の回答書簡が貼り継がれて竹内亮左衛門の手に戻されているが、これを1通の順達で済ませなかったのは、竹内氏自身が書簡に「此状成丈御急御順達当月中私手元へ戻り合候様御執計」と追記しているように、返答を急いで集める必要があったからである。

書簡継の中には、竹内氏以外の割庄屋が振り出し者となっている場合も若干ある。それらの多くは、下達文書の順達であり、なおかつ、日にちが近接している場合が多いことから考えると、出張や帰宅など何らかの事情で筆頭割庄屋の竹内亮左衛門が郡役所から離れたところにおいて、下達文書の下げ渡しを最初に受ける割庄屋が竹内氏以外の者になったためであると推測できる。

また、最初の文書の下げ渡しが他の割庄屋となる別の事情を推定できる例として、6月晦日に割庄屋毎太郎を振り出しにした書簡継がある。これは社倉初備穀の貸下免許の通達が代官二人の名前で出され、これを割庄屋や社倉主役たちに回覧する際のものであるが、最初の差出人毎太郎の名前の横に「広島より出」と注記されている。つまり、毎太郎は何かの用事（多分、割庄屋としての用務）で広島に赴いており、そこで、この代官名の文書の下げ渡

しを受け、直ちに書簡を書いてそこから賀茂郡に送付したものである。この例のように、割庄屋たちの書簡には、それをどこから出したのかを注記している場合が散見され、彼らが役目上、各所へ出張しているのを知ることができる。

次に、文久2年1年間限定であるが、下達文書である触書類に注目して御紙面写帖と御紙面并順達戻入を比べてみたい。当然、後者の袋中に保管されていた触書類と前者に書き留められたものとは、かなり一致するが、全く同じではない。この点について、雑駁ではあるが二点指摘しておきた。

第一は、触書等の下達文書のすべてを竹内亮左衛門が御紙面写帖に書き留めたわけではないという点である。今、広島藩の触書としては典型的な「態申遣入」という書出しを持つ文書、および、下達文書であることが明らかな茜色の広島藩公用紙を使用した文書に注目してみると、文久2年の御紙面并順達戻入にはそれらが115通保管されているが、竹内亮左衛門の作成した御紙面写帖には、そのうちの47通（およそ40%）が書き写されていないことが確認できる。立場上、亮左衛門がそれらの文書を見ていないはずはないので、これは何らかの選択が行われた結果と考えるほかないが、その選択の基準は必ずしも自明ではない。ただ、書き写されなかった下達文書には、宛先が割庄屋全員でなく年番割庄屋だけというものがいくつか見られ、また、逆に、御紙面并順達戻入と御紙面写帖の両方に見えるものの中に、そのようなもの（年番だけを宛先とするもの）が見いだせないことから考えると、下達文書で示された指示・内容が、郡統治全体に対し、どの程度関わりを持つのかの度合いが選択に影響を与えていると推測できる。もっとも、書き写されていない下達文書にも、割庄屋全員を宛先とするものがいくつも見られるのも事実であって、御紙面写に載るか載らないかについては、絶対的な基準を見出すことは困難である。

第二は、上記とは逆に、御紙面写帖にはありながら、御紙面并順達戻入の袋中には対応する原本が見えない下達文書がある点である。文久2年の御紙面写帖に見える下達文書は、冒頭でまとめ書きされた上り銀相場と前年12月のものを除いて単純に数えて120通ほどあるが、そのうち、30通余りは、その原本が順達戻入の袋中に見いだせない。ただ、この事情はおそらく単純であって、ひとつには、文書が失われたためと思われる。順達戻入の袋は丈夫

に作られているが、一部は破れており、そこに文書がぎっしり詰め込まれているので、完全に保存されてきたとは断言できない。しかしそれだけではなく、もともと竹内亮左衛門のもとに原本が残らない下達文書もあったと思われる。たとえば（次節で述べるが）藩主が来郡する際の予定等を伝えた郡役所からの文書は、宛先が割庄屋だけでなく、四日市年寄や往還村の役人たちなどの連名になっており、おそらく、回覧された後は、筆頭割庄屋の竹内亮左衛門ではなく、藩主が宿泊する予定の四日市の役人（年寄）のもとに原本が残されたのではないかと思われる。

3 郡方集談頭書について

郡方集談とは何か

平賀家文書には、「郡方諸取計同役集談頭書帖」もしくは、それと類した名称の冊子形態の史料が何点か残されている。いずれも割庄屋が作成したも

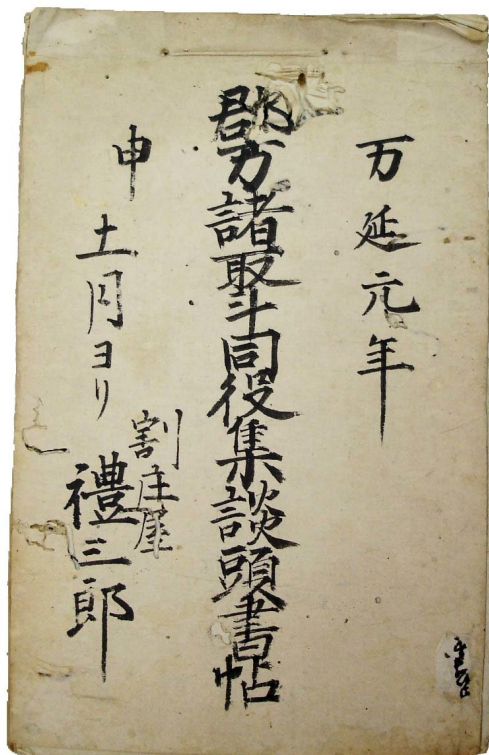


写真6 割庄屋礼三郎（平賀氏）が作成した郡方集談頭書（平賀家381）

ので、その表題にある同役集談とは、賀茂郡内の割庄屋たちが、郡用所に集まって役目に関わる諸事について協議をした結果を記したものである（写真6）。

賀茂郡で割庄屋たちの郡方集談が、いつ始まったのかは明らかでない。広島藩の郡方統治機構における割庄屋の位置づけを考えると、自発的に始まったというよりは、藩の指導・指示に基づいて行われるようになったと見るほうが自然であるが、広島藩の触書類には割庄屋の集談について定めたり言及したりしたものは確認できない。現存の文書で確認できるのは、竹内家文書に残る安政6年5月のもの²⁾なので、

2) 「安政六年五月廿七日より六月六日迄郡用所へ集談頭書」（竹内家3275）

幕末より遡ることは難しい。

他郡の例であるが，比婆郡では嘉永2年から確認できるとされている³⁾ので，やはり，史料的に確認できるのは幕末からである。

幕末の賀茂郡割庄屋集談は，概ね1年に3回の割合で開かれるのが通例だったようである。平賀家文書に残された万延元年から慶応4年までの集談頭書には，厳密を欠く部分はあるものの，概ね集談を行った日付が書き込まれており，その部分のみを整理すると次表のようになる。

表 幕末の賀茂郡割庄屋集談の実施状況

年	月	日	典拠
万延元(1860)	11	5~17	平賀家文書「郡方諸取計同役集談頭書帖」
万延 2(1861)	正	21~	〃
文久元(1861)	4	25~	〃
	11	6~	〃
文久 2(1862)	正	21~	〃
	5	15~	〃
	10	25~	〃
文久 3(1863)	正	21~	〃
	5	22~	〃
	9	2~	〃
	9	20~	〃
	11	5~	〃
文久 4(1864)	正	21~2.14	平賀家文書「郡方集談頭書扣帖」
元治元(1864)	4	2~10	〃
	11	5~	〃
元治 2(1865)	2	3~	〃
慶応元(1865)	閏5	27~	〃
	10	27~	平賀家文書「郡方諸取計同役集談頭書帖」
	11	14	〃
	12		〃
慶応 2(1866)	正	24~2.10	〃
	5?		〃
	11	7~	〃
慶応 3(1867)	2	8~	〃
	6	2~	〃
	11	—	〃
慶応 4(1868)	2	10~	平賀家文書「郡方 役集談頭書帖」
	5	18~	〃

慶応2年5月には，「集談」との明記はないが，記述から推定した。

3) 『東城町史 古代中世近世資料編』(平成6年9月) p.735

これによれば、集談は正月に1回、夏と秋に1回ずつというのが、基本になっていたようである。1回の集談にかかる日数は、明記されていないほうが多いが、判明する限りでは長ければ10日以上、短くても10日近くは費やしている。

残念ながら、集談頭書は結果だけを記しているのだから、集談それ自体の具体的な進め方等については知ることができない。ただ、前述の御紙面并順達戻入に残された割庄屋の書簡継を見ると、わずかながら集談のあり方（出席状況）をうかがい知ることができる。

5月21日、竹内亮左衛門・有田健左衛門・毎太郎・礼三郎の4人は、三之丸稲荷社祈祷を伝える触書など、一つ書きにして5件分の下達文書を順達する書簡を連名で佐々木泰太郎宛てに書いている。佐々木はこれを受けて24日付で割庄屋浦太郎留守居の内海村助右衛門に申し送り、最後、助右衛門から割庄屋同格の儀右衛門（亮左衛門の息子）に書簡が宛てられ、順達が完結している。注目すべきは、前表に示したごとく、この年（文久2年）は、5月15日から割庄屋の集談が行われていることである。1回の集談にかける日数を考えれば、おそらく、振り出しの書簡が書かれた5月21日という日は、まだ集談の最中であろう。普通は順達の途中の一人として書簡を繋いでいる有田健左衛門が、亮左衛門らと連名で最初の差出人となっているのは、彼らがこのとき一同に会していたからと考えられる。一方、留守にしている浦太郎はもちろん、竹内たちから書簡を送られた佐々木泰太郎も（理由は分からないが）集談には出席していないと見てよい。ただひとつの事例から一般化することは適当ではないが、この順達のあり方から、集談の場には必ずしも割庄屋全員が参集するわけではないことが知られる。

郡方集談の内容

集談頭書には、割庄屋たちが話し合い、申し合わせを行った結果が、一つ書きで記されている。その内容は多岐にわたり、その時々のお出来事・情勢により様々な事項が含まれるのが特徴である。

ちなみに、文久2年正月の集談事項は、本稿末尾に掲載した集談頭書の該当部分のとおりであり、簡単に整理すれば（意味の取りにくい記述もあるが）以下のようなことになる。

- ① 藩主の鷹野宿泊をめぐる諸事申し合わせ（日程、段取り、諸負担の額と

割り振り等々)

- ② 社倉麦貸下げ願書を差し上げること
- ③ 去年の殿様廻在の際の諸入用取立て不足分の処理方法申し合わせ
- ④ 馬口労取締り触書を改めて遣わしてもらえよう書面で(郡役所に)申し上げること
- ⑤ 有宿盗賊諸入用銀の負担について, 次の集談のときに示談すべきこと
- ⑥ 社倉穀の取揃について郡の役人十川からの指示により, 書付を差し上げること
- ⑦ 去年の難渋施行についての申し出のしかたについて
- ⑧ 給主の名前と石高をまとめて申し上げること
- ⑨ 去年の殿様廻在の際の出飯米等の自分弁について約帖を差し出すこと
- ⑩ 給知年貢を11月中に皆済すべき旨を郡中村々へ示してもらおうよう(郡役所へ)申し上げること
- ⑪ 役人が手元不如意になった時の後役人選について庄屋から請書を提出させること
- ⑫ 社倉穀締め合いについて庄屋に申し談ずべきこと

もちろん, 別の年, 別の集談であれば, 異なった内容になるが, 郡内の統治に関わることで割庄屋たちが申し合わせておかなければならないあらゆる事項がここに表れることになる。

集談事項には, 割庄屋たちが申し合わせて合意する事柄のほかに, 郡役所の役人からの指示を改めて周知させるものもあり, 割庄屋集談の果たす役割の一面が示されている。

郡方集談の実例

文久2年の賀茂郡割庄屋の顔ぶれは, 当初, 前掲の書簡に宛名として見える7名(竹内亮左衛門・有田健左衛門・佐々木泰太郎・儀右衛門・毎太郎・浦太郎・礼三郎, ただし儀右衛門は割庄屋同格)であったが, 6月に小源次が加わり年の後半から8名になっている。

前掲表のごとく文久2年は正月・5月・10月と合わせて3回の集談が行われており, それに参加した割庄屋の一人である礼三郎(平賀氏)の作成した集談頭書が平賀家文書に残されている。

礼三郎の作成した集談頭書は、「郡方諸取計同役集談頭書帖」⁴⁾というもので、万延元年11月から文久3年11月まで、12回分の集談について、その結果を書き記したものである。

本稿末尾には、資料紹介もかねて、文久2年正月21日から行われた集談の結果部分を掲載した。上記のように、集談事項の中には、割庄屋間で申し合わせをして合意と相互確認をすればよいことだけでなく、郡役所からの指令に基づいて対応する事柄もあり、ここではいくつかの事項について、同年の御用留や順達戻との関連を判明する限りで整理しておきたい。

①は藩主（浅野長訓）の鷹野宿泊が行われるにあたっての対応や諸事の申し合わせである。22日に賀茂郡四日市に泊まるとあるので、ちょうど割庄屋たちが用所に集まっているのと同様である。集談頭書に書き込まれているのは、日程や留意事項のほか、人夫などの負担の額に関する事項が主で、それ以外、たとえば、藩主の四日市宿泊をめぐって割庄屋たちが具体的にどのような働きをするのかまでは明らかでない。

竹内氏が作成した御用留を見ると、藩主来郡に当たって、賀茂郡役所から日程や対応についての通達が出されていることが確認できるが、御紙面并順達戻入の中には、この通達に関する書簡や写しは見当たらない。御用留によると、通達の宛先は四日市年寄・庄屋・御茶屋番・宗吉村～新庄村までの役人、年番割庄屋4名（竹内亮左衛門・毎太郎・礼三郎・為三郎）であり、形式上は割庄屋全員に宛てられているものではない。おそらく、郡役所の通達そのものは、四日市年寄のもとに回収されたと考えられる。その上、礼三郎（平賀氏）の作成した御用留⁵⁾には（彼が宛先の一人であるにも関わらず）、この通達の写しが見えないことを考え合わせれば、割庄屋間の文書回覧は行われなかったものと思われる。また、竹内亮左衛門の作成した御紙面写に見える正月18日付の賀茂郡番組書簡が、今回は火急の仰であり、委細は何も分からないと記していることも関係しているかもしれない。ただ言うまでもないが、集談頭書で事項として挙げられているように、割庄屋全員に事実が伝えられていないことはないはずである。

⑦は、去年の難渋者施行についての報告を求められた件である。ここで

4) 平賀家381

5) 「文久二年 御紙面写帖」(平賀家133)

「被仰付候」と書かれているのは、郡役所詰めの藩役人十川直之助の名前で、竹内亮左衛門に宛てられた正月10日の書簡のことを指している。この書簡は御紙面并順達戻入に原本が残されており、御用留にも写しが書き留められている。この書簡の末尾で、十川は竹内亮左衛門に対して「外御同役中へも早々御通達候様」と伝えており、その結果、集談頭書に書き上げられたものと思われる。もっとも、書簡は集談の約10日前に出されたものだったためか、割庄屋たちの書簡継ぎなど通常順達の手法がとられた痕跡がなく、集談の場で披露伝達が行われたものと思われる。

⑧は、給主の名前と石高を尋ねられたから調べて申上すると簡素に記すだけであるが、これが、郡役所の役人（番組）から割庄屋たちへ指示があったことを踏まえたものであることは、御紙面并順達戻入の中に残された次のような書面で明らかである。

郡中村々之内給知有之分給知高給主名前共少々紛八敷儀有之候間御組
合限り左之振合ニ御書認メ早々御差越し可被下候此以申達候

（書式部分略）

以上

戌正月 賀茂郡
番組

割庄屋 (異筆, 以下同様)
竹内亮左衛門殿「拝見仕候」
同 有田健左衛門殿「拝見仕候」
同 佐々木泰太郎殿「拝見仕候」
同 儀右衛門殿
同 毎太郎殿「拝見仕候」
同 浦太郎殿「拝見仕候」
同 礼三郎殿「拝見仕候」

この宛名である各割庄屋の名前の下に別筆で見た旨が書き込まれているとあり、この書簡は割庄屋たちの間で回覧され、その内容は承知されていることになっている。集談頭書に項目として挙げられたのは、集談の場で改めてこれが周知確認されたことを示すものであろう。

この番組書簡については、推測も含めて、もう少し判明することがあるので述べておきたい。

この書簡は、竹内氏が作成した御用留にも記載されているが、竹内氏は、書簡の後に「正月廿四日郡用所へ到来、有田へ渡」と書き記している。留意すべきは、書簡の処置について前々節（144頁）で述べた例とは異なり、他の割庄屋に「送ル」ではなく「渡」と表記されていること、また、前掲の表のとおり、文久2年正月は21日より割庄屋の集談が行われている最中（なおかつ、藩主が鷹野宿泊で近辺に来ていた時）であったことである。これらを考え合わせると、竹内氏を筆頭とする割庄屋たちが郡用所に集まっているときに番組書簡が届き、竹内氏から順番に回覧されて「拝見仕候」と書き込まれていった（さらに集談の場であらためて確認され頭書に書き込まれた）と考えられる。

以上は郡役所からの指令が契機となったものであるが、②、④、⑩は、いずれも割庄屋たちから郡役所に上申文書を提出する案件である。

②は、社倉麦三分の一貸下願書を上申する件についての申し合わせ、④と⑩は、馬口労が百姓の持ち牛を理不尽に牽き取るのを規制する触書、給知年貢を11月中に皆済すべき触書をそれぞれ出してもらいたい旨を上申するという案件である。

正月の集談頭書では、願書を出すことについて申し合わせがあったと記すのみであるが、竹内氏が作成した文久2年の郡方諸書付控によれば、2月になってそれぞれの願書が提出されたこと、およびその具体的文面を知ることができる。もちろん、割庄屋連名の願書の文面をどうするかについては、彼らの間で協議が行われた。ただ、これは集談の場ではなく、それが終わった後、2月半ばになって、書面の回覧によって行われており、それを示すものが御紙面并順達戻入の中に含まれている。

2月14日になって、竹内亮左衛門は次のような書簡を草稿（案文）とともに割庄屋中に回覧している。

覚

- 一社倉郡辻帖添書付草稿 壹通
- 一社倉三ヶ二ノ内半方御貸下御願書付同 壹通
- 一御給知方御年貢米納方ニ付申上書付同 壹通
- 一馬口労共百姓持牛理不尽牽取候義ニ付申上書付同 壹通

ノ 四通

右之通御順達仕候、社倉辻帖添書付者主役中へ写差出置申候、以上

二月十四日 竹内亮左衛門

割庄屋
毎太郎様
同御役衆中様

この書簡と案文は、竹内氏から振り出されたあと、毎太郎・有田健左衛門・佐々木泰太郎・礼三郎・浦太郎と回覧され、最後2月26日に「廻り詰」の浦太郎から竹内亮左衛門に戻されている(写真7)。割庄屋たちの書簡は回覧の順に貼り継がれ、案文には貼り紙や追筆等で修正が施されており(写真8)、これらは紙縫りで一括されて順達戻の袋の中に保管された。回覧した案文に加えられた修正がそれぞれどの割庄屋のものなのかは分からないが、願書の文面をめぐる割庄屋たちの持ち回り協議の典型を示す実例であろう。

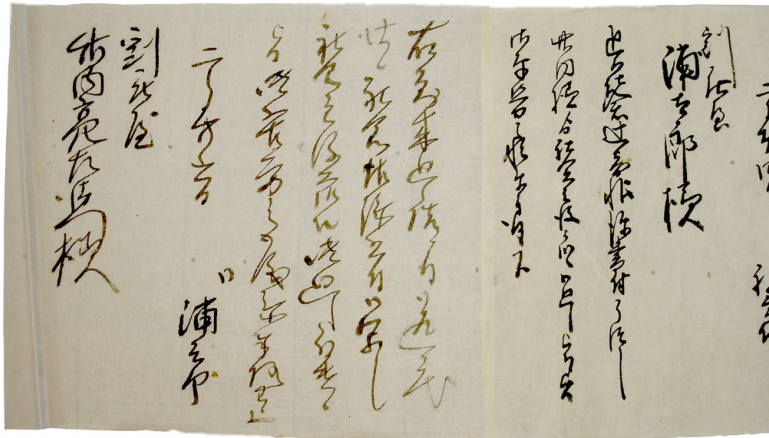


写真7 順達を戻した末尾の浦太郎書簡(「廻り詰」とある)

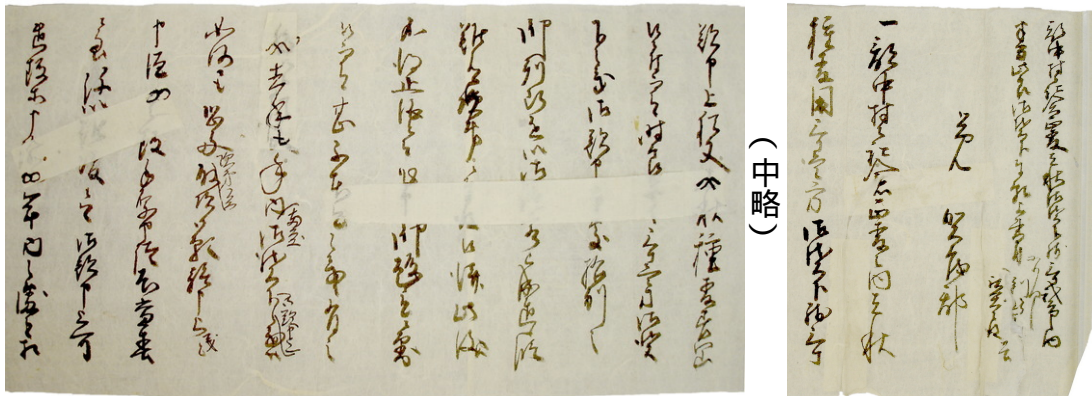


写真8 竹内氏が示した社倉穀貸下願の案文に施された修正案
なお、この案文自体は礼三郎の筆である。

おわりに

割庄屋という存在が、広島藩の郡方統治機構の中にあって、職務をどのように遂行したのかについては、具体的なところに踏み入ると、まだ未解明な部分が多く、多様な史料を駆使して掘り下げていく余地があると考ええる。本稿が取り上げた御紙面写帖、御紙面并順達戻入、郡方集談頭書は、割庄屋によって作成・伝来された文書類として見れば、その全貌の一部でしかないのは確かである。しかし、特に御紙面并順達戻入などは、その分量の多さと整理の行き届かなさから来る利用の困難さはあるものの、むしろそれ故に、他の史料と併用することで、割庄屋という“行政官”の職務とその文書行政のあり方について解明していく有力な手がかりになる可能性を秘めていると考ええる。もちろん、これは郡方集談頭書や御紙面写帖についても、基本的に当てはまるはずである。

【資料】「万延元年ヨリ 郡方諸取計同役集談頭書帖 割庄屋礼三郎」
(平賀家文書 198803/381)

- 以下は、平賀家の礼三郎が万延元年に割庄屋になったあと作成した郡方集談頭書のうち、文久2年正月の集談にかかる部分である。
- 便宜的に各箇条には丸付数字を付した。
- 闕字，平出は無視した。

文久貳年壬戌正月廿一日 於郡用所割庄屋集談頭書

①一 殿様御泊鷹野被為成御座候二付諸事先例之通御仕構取計候事

正月廿二日 御発駕四日市御泊り

廿三日 御滞留御御野合被遊候

廿四日 本郷江御越

廿五日 同所御滞留

廿三日

廿七日 四日市御昼多田御泊り

廿八日 御帰城

御賄方一汁一菜 (御上三匁六分
下三匁三分

御昼者御泊所二而御弁当入組候様被仰付候事

右節宿役御迎送り送り袴羽織

御同通之方角袴羽織

御茶屋番并御昼所御小休所受之もの八袴二而御迎送り仕候

廿三日 御野合之節八下見村又一郎所御昼

寺家村泰十郎三平宅者御小休二相成候

右御昼御小休所等者時々取 二御鷹方方其村役人江御紙面二而申参

御代官所方御差図二無之

右節本郷越 (夫貳百拾壹人
馬拾七疋

御帰之節上瀬野越 (夫貳百五拾人
馬拾七疋

銀拾匁五分 (御昼所御用長持壹棹
此夫三人同両懸壹荷
同壹人御用水壹荷
同壹人御得物かこ貳荷
同貳人ノ七人
御昼所下見村迄御往来
此賃銀壹人ニ付壹匁五分ツ、

右御茶屋御用聞 (久太郎 友三郎 方御役所宛ニシテ書付上ル

外ニ

四匁 (奥弥右衛門様志和堀
村迄宿かこ壹挺此夫貳人
壹人ニ付貳匁ツ、

拾貳匁 (御小姓様たれかこ四丁
此夫八人壹人ニ付壹匁五分ツ、

ノ 拾六匁

此分者別仕出ニして右兩人方書付上ル

右之外飯田村冠村方鶴持出夫御柏打野合付廻り夫等有之趣ニ付其村方方仕出被差出候様申談候也

②一 社倉麦去年種麦用三ヶ壹御免許残三ヶ貳之内半方御貸下御願書付差上候也

③一 去年御回在入用助勢割之内六貫目郡貯之内方潰候分取立銀不足いたし

金拾七匁 引足不申ニ付亮左衛門手元方取替仕払致置候分当年貯銀取立之内ニ而入戻取計候事

- ④一 馬口勞共元綱を牽くと唱へ百姓共持牛を夜分理不尽ニ牽取心得違不筋之駈引いたし候ニ付先年御触示有之候得共近年其類間々有之不相濟義ニ付此場合改而御触示被遣候様書付を以申上候事
- ⑤一 有宿盜賊諸入用御銀出郡割之御規則ニ候得共其もの家督有なから郡割ニ相成候段如何敷就而者村割一円無之儀も如何敷ニ付右者は迄出方被仰付候村方 之帖面取寄得斗見合此廉ニ当り村割又者其者親妻子等江出方被為仰付被遣度と存寄を付而改法御歎申上度と申値候得共右村方方帖面取寄せ方隙取当度取計難出来ニ付次ル集談之節遂示談可申事
- ⑥一 社倉穀去年御取揃被仰付一廉之為筋ニ相成候事ニ候得者其有懸書付を以申出可然様十川様方被仰下候ニ付其段書付差上候也
- ⑦一 去年難渋ニ付施行いたし候有懸り相約申出候様被仰付候ニ付組合限村別帖江組合割庄屋方添書付いたし差上可申と申値候事
- ⑧一 御給主様高御名前御尋ニ付組合限相約申上候事
- ⑨一 去年御廻在之節諸役人無出飯米出勤日数并御本陣并御下宿諸仕構雜者為寸志自分弁ニ取計候趣等約帖相調差上候事
- ⑩一 御給知方御年貢払方方角ニ寄渋滞いたし不相濟義ニ付兼而被仰付候通十一月中皆済仕候様郡中村々江御示し被遣候様申上候也
- ⑪一 手元不如意之役人中御役被歎出跡約之方角方仕法方江助精筋之儀内々示談いたし呉候様被歎出候方角有之數代之旧家滅亡致候段不便之事ニ付其方角江対候而者難黙止訳合ニ候得共筋合不宜儀故示談苦敷事ニ被相考當時之人氣合ニ而者先役江仕向事致候得者約成相調候事之様氣取居候方角間々有之趣ニ相聞甚以風俗不宜歎ヶ敷次第ニ付向後者如何体困窮相迫り候而も右等之儀一切請引不申ニ付其段兼而覺悟いたし手元取続第一ニいたし可被申候其段者小役之方角江も申談被置候様組合限り庄屋中寄村ニ而申談別紙草案之通り請書式通宛取壱通者組合割庄屋手元ニ留置壱通者竹内亮左衛門手元ニおゐて七組分壱帖ニして郡辻書類江添置申度と申値候事

付り本文之通ニ候へ共村方御年貢未進或者村借等仕捌ニ寄而後役方寄付致せ取計候義者御内々御伺之上取計不苦儀と申値候事

- ⑫一 社倉穀之儀天保十三寅年内実有穀御尋被為在不足村江当り候而者追加

有之弘化四未年御免許被為在其節相改り表帖と小内付合夫以来締合宜相
成居候義二者候得共自然不都束之村方有之表帖と不附合二而者上ヲ欺候
道理甚以不相濟儀ニ付万壺右等不都束之村方有之候ハ、小内如何体ニも
取計表帖と付合締合宜被取計候様前段庄屋中寄村之序申談候事

以上

文久三年

戌二月

(ながさわ ひろし 総括研究員)